

Title	Essays on Liability Rules and Sanctions
Author(s)	座主, 祥伸
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47137
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名	さ 座 主 祥 伸
博士の専攻分野の名称	博 士 (経済学)
学 位 記 番 号	第 2 0 7 4 1 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 18 年 12 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 経済学研究科経済学専攻
学 位 論 文 名	Essays on Liability Rules and Sanctions (損害賠償ルールとサンクションの経済分析)
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 常 木 淳 (副査) 教 授 西 條 辰 義 助 教 授 石 黒 真 吾

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、損害賠償制度と刑罰という法制度を、外部不経済をコントロールするための手法として位置付け、その実際の効果と経済厚生上の意義に関する経済分析を行っている。

第 1 章では、危険回避的な当事者を想定し、モラル・ハザードを伴う状況において、最適な損害賠償ルールを検討している。保険が利用可能であるケースと、そうでないケースそれぞれについて分析を行い、複数の前提のもとで、最適な損害賠償ルールの構造がどのように異なるかを考察している。

第 2 章では、ナッシュ交渉解の概念を利用して、効率性と共に公平性を満たす損害賠償ルールを導出している。特に、上記の意味で規範的に望ましい損害賠償ルールは、一定の条件のもとでは、懲罰的な損害賠償を正当化することを示している。

第 3 章では、社会規範によって課せられるサンクションと法によって課せられるサンクションとの相互関係を分析している。先行研究においては、これら二通りのサンクションは代替的であって、法によるサンクションが不必要であるとする見解と、両者は補完的であって、法による追加的なサンクションが社会厚生を改善とする見解が対立していたが、本論文では、モデルによる分析を通じて、どのような条件のもとで、両者が代替的、もしくは補完的になるかを検討している。

第 4 章では、企業に課せられるサンクションが、企業による企業文化生成への取り組みと従業員による不祥事予防活動にどのような影響を与えるのかについて考察している。その結果として、不祥事予防活動の促進を通して望ましい企業文化を形成することを目的とした合衆国量刑ガイドラインが、企業側の賠償支払能力に限度がある場合には、予防活動を最適よりも過大ないし過少にする可能性を指摘している。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、不法行為法、刑事法に関する経済分析の先行研究を踏まえて、これに、非協力ゲーム、契約理論、バーゲニング理論などの新しい分析手法を加味することによって理論的な展開を図り、いくつかの興味深い結論を導き出している。モデルの設定と仮定の妥当性に関して、やや疑問な点が残るが、いずれも修正可能な範囲のものと思われ、「法と経済学」の分野における独創的かつパイオニアリングな研究として評価できる。従って、本論文は博士（経済学）の学位論文として十分な価値のあるものと判断する。